

平成30年度小郡市障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する方針

1 趣旨

この小郡市障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する方針（以下「方針」という。）は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、小郡市において障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために定める。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針における調達を行うべき適用範囲は、小郡市の全ての行政組織とする。

4 調達対象となる障害者就労施設等

この方針で調達の対象とする障害者就労施設等（以下「施設等」という。）は、以下のとおりとする。ただし、原則として小郡市内に事業所を有する施設等とする。

- （1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）に基づく事業所のうち、次の各号に掲げる事業所
 - ①障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続を行う施設）
 - ②生活介護事業所
 - ③就労移行支援事業所
 - ④就労継続支援事業所
 - ⑤地域活動支援センター
- （2）障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- （3）障害者を多数雇用している事業所
 - ①障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - ②障害者優先調達推進法施行令第1条第2項第3号に基づき政令で規定する重度障害者多数雇用事業所
- （4）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ①自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - ②在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達対象となる物品等

調達対象となる物品等は以下のとおりとし、施設等から調達可能な物品等とする。

	品目	具体例
物 品	事務用品	事務用品、文具など
	食料品・飲料	弁当、菓子類、お茶など
	小物雑貨	イベント配布用の景品、タオル、記念品など
	その他の物品	つえ、式典用の飾り花など
役 務	印刷	申請書、ポスター、チラシ、リーフレット、名刺など
	クリーニング	クリーニングなど
	清掃・施設管理	清掃作業、除草作業、駐輪場管理など
	情報処理	データ入力、議事録作成、テープ起こしなど
	販売	売店、商品販売など
	その他の役務	仕分け、発送、梱包、袋詰め、洗浄、折り込み、回収、分別など

6 物品等の調達目標

施設等からの物品等の調達については、前年度の調達実績を上回ることを目標とする。

平成29年度調達実績

	調達額	主な調達内容
役務	148,000円	清掃作業、水飲み場管理
役務	960,000円	トレー選別
合計	1,108,000円	

7 調達推進の方法

施設等からの物品等の調達推進のため、以下の取り組みを行う。

- (1) 施設等から提供可能な物品等の情報収集を行い、関係部署へ情報を提供する。
- (2) 市の各部署が必要としている物品等の情報を、施設等へ提供する。
- (3) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を積極的に活用する。

8 方針及び調達実績の公表

方針及び調達実績は、市ホームページ等により公表する。

9 担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉課障がい者福祉係とする。